

- 年12月) など。
- (14) 『尊卑分脈』第四篇(新訂増補国史大系、吉川弘文館、昭和33年)。
- (15) 「伊勢物語の古注における小野小町」(『中古文学論攷』第11号、平成2年12月)。
- (16) 『日本古典文学大辞典』第一卷(岩波書店、昭和58年) 奥村恒哉氏担当「小野小町」の項。
- (17) 『日本三大実録』元慶四年五月二十八日条(新訂増補国史大系、吉川弘文館、昭和33年)。
- (18) 『角川日本地名大辞典23(愛知県)』(角川書店、平成元年)
- (19) 犬養廉氏校注・訳『更級日記』(新編日本古典文学全集、小学館、平成6年)。
- (20) 長崎健氏校注・訳『海道記』東関紀行、岩佐美代子氏校注・訳『十六夜日記』、外村南都子校注・訳『春の深山路』(新編日本古典文学全集『中世日記紀行集』、小学館、平成6年)。
- (21) 片桐洋一氏『歌枕歌ことば辞典』(角川書店、昭和58年)「八橋」の項。
- (22) 『奥義抄』(『日本歌学大系』第7巻、風間書房、昭和38年)。
- (23) 木村正中氏・伊牟田経久氏校注・訳『蜻蛉日記』(新編日本古典文学全集、小学館、平成7年)。「八橋の女」については、頭注で「三河の国に住んでいた女、三河の受領の娘などか。賀茂にも八橋があったと推定し、その賀茂の八橋のあたりと解する説もある」とする。

— 児童教育学科 初等教育 国語 —

のがほとんどである。その際、「恋ひせんとなれるみかはのやつ橋のくもでに物をおもふ比かな」(『古今和歌六帖』第二「く」一二五九)のように「ものを思ふ」ことを詠むものが多いが、『奥義抄』¹⁰⁾は「後撰和歌集」巻第九・恋一(五七〇)の「うちわたし長き心はやつはしのくもでに思ふ事はたえせじ」(よみ人しらす)の歌について、「ものをとかくおもふによせて、『くもでにおもふ』とはよめるなり」と記している。

また、『蜻蛉日記』¹¹⁾下巻(天延二年十一月)では、道綱と八橋の女との贈答に「かへるさのくもではいづこ八橋のふみみてけむと頼むかひなく」とある。

おわりに

本稿ではまず、『伊勢物語』東下り章段の解釈が、古注・旧注・新注のそれぞれでどのように異なるのかを見た。また、現在の愛知県知立市八橋の無量寿寺の碑文―「杜若姫」という女が登場し、その女は小野篁の娘となっていること、彼女は業平を追って八橋の地までやって来たが、結局身投げして死んだということ―を紹介し、「八橋」の地において行われている伝説を明らかにした。東下り一つの解釈をとってみても、それぞれが『伊勢物語』をどう読むかという根本姿勢が現れていることがよくわかる。現代から見れば全く荒唐無稽のように思われるであろう古注の説も八橋の「杜若姫」伝説も、同じ文学享受の精神からの発生であるのかもしれない。

注

- (1) 『伊勢物語』本文は、石田稷二氏訳注『新版伊勢物語』(角川書店、昭和54年)による。
- (2) 『古今和歌集』本文は、『新編国歌大観』(角川書店、昭和58年)による。以下、『後撰和歌集』・『古今和歌六帖』も同じ。
- (3) 大津有一氏『伊勢物語古註釈の研究』(石川国文学会、昭和29年／〔増訂版〕八木書店、昭和61年)。
- (4) 片桐洋一氏『伊勢物語の研究』(研究篇)、『明治書院、昭和43年』五一―四頁。
- (5) 宮内庁書陵部蔵『和歌知頭集』の本文は、片桐洋一氏『伊勢物語の研究』(資料篇)、『明治書院、昭和44年』による。以下、宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』・『伊勢物語愚見抄』・『伊勢物語肖聞抄』(文明十二年本)・『伊勢物語宗長聞書』・『伊勢物語闕疑抄』も同じ。
- (6) 『和歌知頭集』が記しているこの物語の概略を以下に示す。
伊勢国と日向国で同時に同年齢で二人の男が死んだが、伊勢国の男は寿命が尽きていないと娑婆に帰される。が、彼の肉体は火葬されてすでに灰になっており、仕方なく土葬だった日向国の男の肉体を借りて蘇生する。伊勢国から彼の妻子がやって来て、日向国の妻子ともども仲良く暮らすことになる。
なお、冷泉家流古注の宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』では同様の話を載せるが、娑婆に帰されるのは日向国の男であり、設定が逆になっている。
- (7) 竹岡正夫氏『伊勢物語全評釈』(右文書院、昭和62年)八七―二頁。
- (8) 青木賜鶴子氏『室町後期伊勢物語注釈の方法―宗祇・三条西家流を中心に』(『中古文学』第34号、昭和59年10月)。
- (9) 『江家次第』巻第十四(『改訂増補故実叢書』二巻、明治図書出版、平成5年)。
- (10) 山本登朗氏「ふたつの「芥川」―室町中期伊勢物語に注釈における「作り物語」の概念」(『国語国文』平成8年4月)。
- (11) 『伊勢物語惟清抄』本文は竹岡正夫氏前掲書による。以下、『勢語臆断』・『伊勢物語童子問』も同じ。
- (12) 伊藤正義氏校注『謡曲集』上(新潮日本古典集成、新潮社、昭和58年)。
- (13) 伊藤正義氏「謡曲「杜若」考―その主題を通して見た中世の伊勢物語享受と業平像について」(『松蔭女子学院大学松蔭短期大学研究紀要』第9号、昭和42

平の東下りの記事以前に、特にこの三河国の「八橋」を詠んだ和歌はなさそうである。どうやら、『伊勢』・『古今』における在原業平の東下り以降、多くの人々に注目され、多くの文学作品に記録される結果となったらしい。

京と東国を行き来する際にこの地を通った紀行文は多く、「八橋」に言及している。早いものでは菅原孝標女の『更級日記』⁹⁰が、「八橋は名のみして、橋のかたもなく、なにの見どころもなし」と記している。『更級』以降も、次に示したように多くの文人が「八橋」の地について文章に残しているが、やはり『伊勢物語』を強く意識しているようである。

一両の橋を名づけて八橋と云ふ。……花は昔の花、色もかはらずさきぬらん、橋も同じ橋なれば、いくたび造りかへつらむ。……住みわびて過ぐる三河の八橋を心ゆきても立ちかへらばや

(『海道記』⁹¹ 貞応二年四月八日条)

行き行きて、三河国八橋の渡を見れば、在原業平、杜若の歌よみたりけるに、みな人乾飯の上に涙おとしける所よと、思ひ出でられて、そのあたりを見れども、かの草とおぼしきものはなくて稲のみぞ多く見ゆる

(『東関紀行』 仁治三年八月十七日条)

『八橋にとどまらむ』と人々言ふ。暗さに橋も見えずなりぬ。

ささがにの蜘蛛手あやふき八橋を夕暮かけて渡りかねつる

(『十六夜日記』 弘安二年十月二十日条)

八橋は先達どもやうやうに積きたり。蜘蛛手とは昔はいかにかありけむ、今はただ二つの橋なり。

(『春の深山路』 弘安三年十一月十八日条)

「花は昔の花」・「住みわびて」・「行き行きて」など、自身の文章に巧みに『伊勢物語』の本文を取り込んでいるのがわかる。

鎌倉街道沿いの著名な歌枕であるのだから、触れない方がおかしいと言えようか。また、これらの紀行文の作者たちは平安の時代のみやびを自身の筆で再現することに力を注いでいたのだから、『伊勢』・『古今』で有名な「八橋」に言及するのは当然と言えば当然なのであろう。

それにしても、全体に期待外れだというニュアンスの記事が多いように感じる。『東関紀行』が記すカキツバタがなく稲ばかりだという状況、『海道記』と『春の深山路』の言う「八橋」の名にふさわしくない橋の数の少なさ、『十六夜日記』の橋も見えなかったというくだりまでが、何となく落胆を隠すための言い訳のように読めてくる。

『伊勢物語』成立後、「八橋」は孝標女が通るまでの百何十年かの間にすでに何の見所もないほど荒れ果てていたのだろうか。いや、もともと『伊勢物語』に書かれた当時から、評判のみ高くて実際はそれほどでもなかったのかもしれない。

なお、寺伝によると、現在の無量寿寺が再建されて杜若庭園が整備されたのは、文化九(一八一二)年から十一(一八一四)年にかけてということである。やはりそれまでは、多くの紀行文が記すとおり状況だったのであろう。

和歌に詠まれた「八橋」は、『歌枕歌ことば辞典』⁹²も記すとおり、カキツバタに関するものは意外に少なく、『伊勢物語』第九段本文の「そこを八橋といひけるは、水ゆく川の蜘蛛手なれば、橋を八つ渡せるによりてなむ、八橋といひける」によって「くもで」を詠み込むも

小野小町の父とされる人物である。この杜若姫の伝説、東国に下るといふ点と小野篁を持ち出す点で、何となく小野小町の影を感じてしまふ。無量寿寺の碑は昭和三十一年四月に作られたとあるが、業平の東下り説話にさらに小野篁・小野小町説話を合体させたこの伝説には驚かされた。

業平と小野小町に関しては、以前拙稿でも論じたことがある¹⁰⁶が、彼らが恋人同士だった、という根拠は存在しない。

業平と小町の説話が生まれたそもそもの原因は、『伊勢物語』自体に存在する。『伊勢物語』第二十五段の贈答歌は、『古今和歌集』恋三(六二二・六二三)に「題知らず」で全く関係なく偶然並んでいた業平と小町の歌を使って作られている。『古今和歌集』の歌の配列を利用した『伊勢物語』作者の創作が、古注による業平と小町の恋愛譚の成立を誘発したのである。

この章段の成立は偶然ではなく、もしかして『伊勢物語』の作者自身が業平と小町が恋人同士だったと信じていたためなのか、と考えてみた。小野小町の歴史的真実を示すものは、『日本古典文学大辞典』¹⁰⁷が記すように「『古今和歌集』両序とその所収歌及び詞書による以外にはあり得ない」と思う。また、「『衣通姫の流』」というのだから、その時から美人のほまれ高かったと考えられ、六歌仙のうちに数えられるので、歌人としても著名であった¹⁰⁸わけだ、小野小町が、「体貌閑麗、放縦不拘、略無才学、善作倭歌」とその卒伝¹⁰⁹で評された業平と好一对の女性、と人々に見なされるに足る人物だったことは確かである。

その後、さまざまの伝承に包まれて膨れ上がった小町像の原型は、

すでに彼女の和歌に存していた。容貌が衰えて零落したというのは「花の色はうつりにけりないたづらに我が身世にふるながめせしまに」(『古今集』春下・一一三)などから、東国へ下ったというのは「わびぬれば身をうき草の根を絶えて誘ふ水あらばいなんとぞ思ふ」(『古今集』雑下・九三八)の歌からそれぞれ膨らんだと考えられる。そして、業平が陸奥国八十嶋で小町の鬮と連歌したという『江家次第』などの説話を、一条兼良さえが東下りの根拠としていたように、ありそうなこととして広く人々に信じられていたのだろう。

五

最後に、歌枕としての「八橋」について見てみたいと思う。

歌枕「八橋」の地といわれているのは、現在の愛知県知立市八橋である。先にも触れたその無量寿寺という寺の回遊式の庭園には、カツバタでいっぱい池が方々にあり、中の最も大きい池にはいかにもそれらしく八つの橋が渡してある。地名「八橋」を『角川日本地名大辞典(愛知県)』¹¹⁰で引くと、

八ツ橋とも書く。碧海台地の北縁部、逢妻男川下流域に位置する。地名の由来は、かつて逢妻男川が8つの流れをもち、そこに8つの橋が架けられていたことからという。鎌倉街道の宿駅の1つで野路駅と称していたが、八橋の名が世に高まるにつれ八橋を村名にしたという(碧海郡誌草稿)。地内には在原業平東下りの故事にちなむ遺跡が多く、業平塚は八橋伝説地として県名勝。

ということである。『伊勢物語』第九段と『古今和歌集』羈旅歌の業

四

以下、「八橋」の地の伝説について述べたい。

謡曲「杜若」は、カキツバタの名所として『伊勢物語』第九段に登場する三河国八橋を舞台とする作品である。概略を新潮日本古典集成『謡曲集』¹⁰⁾の解題から引用すると、

『伊勢物語』第七・八・九段の、いわゆる東下りの段をふまえ、とりわけ第九段の三河の国八橋の杜若の精を主人公にして、業平の往事を回想し、草木成仏する形で構成されている。しかも杜若の精とは、単なる植物の精ではなく、二条の後の形見(象徴)であることが構想上の根本となっている。

ということである。

右のような考え方が、中世における『伊勢物語』の享受のあり方を反映したものであることには、すでにさまざまな指摘¹¹⁾がある。それに関しては、右の解題は続けて、

単に特定の『伊勢物語』古注釈の所説によるのみならず、それを含めたより広い中世における歌学秘伝書の世界で形成されていた業平像をふまえ、陰陽の道において女人を導いた業平の菩薩行を、二条の後の形見の花の杜若の精を主人公にして、女人成仏と草木成仏を重ね合わせたところを主題とすると言えよう。

とし、このような本曲の構想は「比類がない」と記している。

さて、業平の東下りは二条の后との恋愛事件によるという解釈は、

第四・五・六段から一連の東下り章段へと続く『伊勢物語』の章段配列から当然生まれるものであり、謡曲「杜若」に結実した解釈以外の

入り込む余地はないものと思っていた。もちろん、『伊勢物語』の個々の章段を必要以上に関連づける読み方を手放しに支持するつもりはないし、冷泉家流古注が「三河」を三人の女、「八橋」を八人の女の喩とし、それぞれの女を業平が忘れ難く思っていることを表わしている」と記すのも承知している。が、その冷泉家流古注の比喻による解釈の基本にあるのは、やはり二条の后に対する悲恋である。その証拠に、「からころも」の歌の「妻」を冷泉家流古注はみな二条の后としている。ところが、「八橋」の地では違った解釈が存在するようである。初め、愛知県知立市観光協会の出しているパンフレットに、

……特に無量寿寺内のかきつばた庭園は回遊式で、池沼の一面を埋め尽くすかきつばたはみごとなものである。その他「杜若姫墓 供養塔」や「業平池」などがあり、業平と杜若姫の悲恋物語を想像させる。

とあるのを目にした時、「杜若姫」とは謡曲「杜若」の「杜若の精」と同じく二条の後のことだと思った。が、右に名の見える無量寿寺の庭の碑「八橋由緒記」に登場する「杜若姫」は二条の后ではなく、文徳天皇に仕えた女で小野篁の娘だというのである。彼女は天皇の制止を振り切り、「業平公ヲ慕ヒ都を出テ八橋ニ来リ業平公ニ同棲ヲ迫ル。然レドモ業平公ハ朝廷ヲ憚リ同棲ヲ肯ゼズ。無量寿寺ヲ去リテ東ニ下ル」とある。その後、杜若姫はこの地の入り江に身を投じて死んだという。

『尊卑分脈』¹²⁾を見る限り、小野篁の子は男子のみ四人で女は記されていない。篁をめぐる説話は業平や平中(平貞文)と並んで多く行われたが、彼の子の一人、良真(良実)は、中世に一般的だった説で

ることなけれど、古今に載られたるも此物語と同じければ、さだかにありけることなり(第七段)と、『古今和歌集』に載ることを根拠に旧注同様、業平の東下りは事実であったという立場である。ただ、契沖はそれだけでは終わらず、正史に見える業平の記事の不審な点を指摘している。嘉祥二年正月七日(『続日本後紀』)に二十五歳で従五位下を授けられた後、貞観四年三月七日(『日本三大実録』)に三十八歳で「授正六位上在原朝臣業平従五位上」とあるまで、『日本文徳天皇実録』には業平の記事が全く見えないと言っているのである。その理由については、

従五位下にて叙せられたる人の、かへりて一等を降して四十歳に及まで六位すがたにてあられるは、二条の後のそのかみの事など大かたの人ならば、ことなる勅勘も有べきほどの罪なるを、其身阿保親王の子にて、又藤原氏の栄花の盛なれば、後の御為にも然べからぬ事なる故に勅勘ともなくてわづか一等を降して捨置れたるほどの事か。

と記し、あくまでも業平の二条の后との情事・東下りとも事実と信じている様子である。第六十五段でも、

流罪のこと国史に見えざれば、作りて書る歟。古註東山に隱居するを云といへり。下に人の国より夜ごとにきつ、笛を吹とあればさも有べき歟。三大実録をみるに、貞観四年より七年まで官位昇進など次第にみえたり。八九十の三年しるせることなし。其間に籠居せらる、程のことありけるにや。

と、『伊勢物語』本文を忠実に読もうとした結果なのだろう、古注の東山籠居説に傾きそうな様子であるが、徹底的に国史にこだわる態度

もうかがえる。

契沖の『勢語臆断』を引き継いだ荷田春満の『伊勢物語童子問』は、さまざまな「僻案」(第七段)を示す。その中で注目したのは、「伝写の失歟。実録の失錯か」と六国史のミスの可能性を示唆するという、正史にさえ絶対の信頼を置いているわけではない「童子問」の態度である。

『文徳実録』に業平の事跡が見えないことについても、「それはなり平にかぎらず。年久しくみえざる人あまたあれば、しひていふべからず」と述べている。しかし最後には、「相模権守を兼任なれば知事ならで権守といふを以て相模まで下向有けるか。放縦成より相模を過て武蔵或は奥州までも下向ありし事有べきか」と、あくまでも『伊勢物語』本文にあるとおり、業平が東国に下ったことを事実と見て、国史の記録の行間にも根拠を求めている様子でもある。第六十五段になると、「業平流罪の事、国史には見えずという有はおろか成説也。国史に見えぬ事を作り物語にはしたり」と記しているが、すべてにおいて契沖の態度を継承しつつ、契沖より徹底した解釈で挑もうという姿勢なのであろう。

以上のように、新注の中の『勢語臆断』と『伊勢物語童子問』は東下りを事実と見ているが、それは『伊勢物語』本文を忠実に読もうという基本姿勢の現れであった。また、彼らには国史の記録に今までの以上にこだわる様子もあったのである。

がら、官位もあさく、結句流罪の身となれり」と、流罪説を強調するのである。

では、『愚見抄』が「つくり事」として東下りと関連づける読みをしなかった第六十五段をどう扱っているのかというと、「当流の儀は左遷の事、定めらるといへども、いまだ都にありし時の事也」としてある。流し遣わされた男が人の国から夜ごとにやって来る、というのが事実としてはあり得ないので、左遷は決まったもののまだ都にいたときのことだと弁明しているのである。第七・九段の「流罪」ではなく「左遷」を使っているが、同じく宗祇の講釈の、宗長による聞書である『伊勢物語宗長聞書』では「業平流罪の沙汰ある時分の事なるべし」と「流罪」としている。他の二系統の『肖聞抄』では異同はないので、この場合はほとんど同義として使っているのではないだろうか。流罪と言ってもあいまいなものだという宗祇の解釈の現れであろうか。

その他、三条西実隆述・清原宣賢筆の『伊勢物語惟清抄』¹¹⁾は、「業平ノ左遷ノ事、沙汰アル事ナレバ、其時歟。又タゞモ、行ケル歟」(第七段)とする。

その後、細川幽斎の『伊勢物語闕疑抄』は、「業平の左遷の事、沙汰ある事なれば、其時か。又たゞも行たるか」(第七段)と『惟清抄』をそのまま引いて東下りは認めるものの、「かうする程に業平流罪に行る、也。流罪の事、国史にはみえず。この段も作物語也。甚しくせつかむの事を、ながしつかはすと書歟。愚見抄にも其分也」(第六十五段)と、『肖聞抄』・『惟清抄』とは少し異なってくる。総論でも、一条兼良が『愚見抄』で引いていた『江家次第』に載る小町の鬮説

話をあげており、宗祇・三条西家流より『愚見抄』に近い解釈をとっているようである。「業平、東国に下向の事、所見なきのよしいひつたへたれど、すでに古今・伊勢物語に書たるうへは、其分に見てをくべし」(総論)・「勅選の詞書などにも、下りたるよし也」(第六十五段)と、出典重視の姿勢も兼良と同じである。

『愚見抄』・『肖聞抄』・『惟清抄』などの旧注の集大成といった感のある『闕疑抄』であるが、左に示す第六十五段では「作物語の躰也」と言いつつ、事実はAなのだが物語ではBと書いているのだと説明し、本文を虚構と見る点では古注の解釈を彷彿とさせる。

此段、前にながしつかはすとあれば、其首尾にかく書也。遠国にはゆかて近国と聞えたり。又、業平いづくの国へ流罪ともなければ、京の傍にも忍びてあるが、おもてむきは流罪の身なるによりて、人の国よりかよふと云なるべし。作物語の躰也。

(第六十五段)

以上、旧注は古注と異なり、業平の東下りを事実と見ていたことがわかった。ただ、旧注の中でも第六十五段を東下りと絡めて解釈するかどうかは差があり、宗祇らは古注と同様に東下りの時のこととする。一方、『愚見抄』・『闕疑抄』は東下りとの関係は考えず、生じる矛盾には「作り物語」だという説明をしていたのである。

三

次は、江戸時代中期後期の新注である。

契沖の『勢語臆断』では、「業平の関東下向はそのゆゑ物に見えた

二

一口に旧注と言っても、すでに指摘がある⁽⁸⁾ように、一条兼良の『伊勢物語愚見抄』と三条西実隆・宗祇らの注の間には無視できない違いが存在する。東下りの解釈に関しても、それは例外ではない。兼良は『愚見抄』の総論で、

或説に、業平は東へくだらず。此物語に、東国の名所をあらはし侍るは、ひんがし山、あるひは都ちかき所にかたどりていふといへり。これ大なるあやまりなり。あづまへくだりたる事は、古今・後撰・大和物語などに分明にのせたるうへは、これにすぎたる証拠あるべからず。

と、東下りを東山、あるいは長岡を指すと思われる「都に近いところ」に隠れ住んでいたことの比喻だ、とする古注の解釈を「或説」として取り上げ、強く否定している。その根拠には「古今・後撰・大和物語」に載ることを示すが、天皇の命令によって撰定・編集する勅撰集である『古今和歌集』・『後撰和歌集』はともかく『大和物語』をあげているのが少々気にかかる。

続けて『愚見抄』は「又或説」として、業平の東下りは虚構であり、歌をもとにその場所で詠んだように作ったのだという説を取り上げる。兼良は「是、作物語の習なりといへり。此説は誠に一理あるににたり」とするが、この「又或説」は先に自身が否定した『和歌知頭集』のものなのである。さらに、業平が陸奥国八十嶋で小町の髑髏と連歌したという『江家次第』の説話⁽⁹⁾をあげて、「匡房御説、尤証拠とすべし」と記している。先に証拠にあげていた「古今・後撰・大和物語」を思

い出しても、れっきとした文献に書いてあることは真実なのだという大前提が存在するようである。が、その一方で、『伊勢物語』は作り物語だという意見にも一理ある、と言っている。

古注が第七・八・九段の東下りと絡めて解釈していた第六十五段では、次に示すように東下りとの関係を認めてはいない。しかし、「この男をば流しつかはしてければ」の注に、

業平中将流罪の事、国史に見えず。御門のいさ、か御気色あしかりけるを、ことごとくしくいひなしたり。

と記しているが、これは自分が強く意識し否定していた古注の比喻による解釈と、基本的に同じである。そして「人の国より夜ごに來つづ」のところでは、

ながされたる所よりくるをいふ。誠にながされたらば、たやすくその国をはなるべからず。これにてつくり事とはしるべし。と、この第六十五段は「つくり事」だと言う。

兼良が『愚見抄』で「つくり事」だと指摘する場合、山本登朗氏が述べる⁽¹⁰⁾ように「物語のその部分が事実とは異なつた内容になっていることをことわつたり、弁明したりする言葉として機能している」ようであり、「きわめて消極的な意味」で使われているようである。

宗祇の講釈を牡丹花肖柏が筆記した『伊勢物語肖聞抄』では、第七段の「京にありわびて」の注でいきなり「業平流罪の時の事也」と断定する。「当流の説、東国下向の分也。古注に種々譬喻不用之」と、東下りは事実だとして古注の説を否定する点では兼良の『愚見抄』の説を継承してはいるのだが、一方では『愚見抄』が第六十五段で否定していた流罪説をとっている。第九段でも、「業平は王統三代の人な

基経のおとゞにおほせつけられ」たのだとする。そして、基経は「ゆかしく、心なさけある人」だったので、業平を「はるかなるあづまのはてまでながしつかはされん事」を哀れんで、ひそかに「母伊豆内親王のをはします」長岡へ遣わしたのだと記している。

『知頭集』はさらに、業平のこの長岡籠居を『伊勢物語』の成立と結び付ける。手持ち無沙汰な彼は『伊勢物語』の執筆を始めたものの、東下りのくだりを書こうとしても、「名に高き所／＼はき、あつめたれど、いづくがおくとも、はしともしらずして、みちのあひだも、たちかへり／＼してことゆかぬやうなれば」という状況であった。それで、「此物語をわざと所ごとに不同にかきみだして、ためしすくなくふしぎの事にかきて人の心をもつくさせんと思ひて、わざと、かく不共に」書いたのだと説くのである。

業平の東下りを実際にはなかったこととし、長岡に隠れ住んだ彼自身によって『伊勢物語』が執筆されたというのであり、東国が舞台の物語はすべて業平の手による創作なのだ、と見なすのである。そして「わざとみだれかきたる」点をとらえ、「伊勢や日向の物語」⁶⁾にちなんで「伊勢物語」となった、と『伊勢物語』の成立から書名由来までを一気に説明しようとする。『知頭集』はさらにこの後、業平死後の記事が存在する矛盾を解決しようと、晩年の妻である伊勢が彼の死後に手を加えて『伊勢物語』を世に出したと記している。つまり、『伊勢物語』業平日記・伊勢補筆説を展開するのである。

古注のもう一つの流派である冷泉家流古注も、東下りは史実ではないと見る点では先の『和歌知頭集』と同様である。だが、『知頭集』が長岡の母伊豆内親王のもとに隠れ住んだのだと説くのに対し、「東

山の関白忠仁良房公の許に預けをかる、を云也。東といふ字に付てあづまといふ也」(宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』第七段)と考えている。この「東山」というのは、「東」の字が通じるといっただけではなく、『伊勢物語』第五十九段の本文に「むかし、男、京をいかと思ひけむ、東山に住まむと思ひ入りて」とあるのから生じたものであろう。この第五十九段の本文「東山」に誤写の可能性もあるかと思ひ、校異を見たが異同はないようである。もっとも、この章段の歌「住みわびぬ今はかぎり」と山里に身を隠すべき宿求めてむ」のためには行き先が「東国」では駄目で、「当時、京都以外の地と見なされ、『山里』であった」⁷⁾東山でなければならぬのであろうが。

なお、冷泉家流古注のほとんどが業平の東下りを否定する理由としてあげるのは、『伊勢物語』第六十五段である。流し遣わされた男が女のもとへ「人の国より夜ごとに来つつ、笛をいとおもしろく吹きて、声はをかしうてぞ、あはれに」歌った、と書かれているのが、事実としては不可能だということなのである。

以上、古注の二大流派の『和歌知頭集』と冷泉家流古注の東下り解釈について見てきたが、両者とも東下りを事実とせず、『知頭集』は長岡、冷泉家流は東山に、それぞれ隠れ住んだことの比喩だとしていた。荒唐無稽のようで、実はそれぞれに『伊勢物語』を合理的に解釈した結果である。さて、このように東下りを否定する古注に対して反論したのは、『伊勢物語愚見抄』を初めとする一連の旧注であった。以下、旧注の東下りの解釈について見ていこう。

『伊勢物語』 東下り章段

——古注釈の解釈と歌枕「八橋」——

木戸 久二子

(日本文学)

はじめに

『伊勢物語』第九段に代表される、「昔男」の東下り。ストーリーの上でも和歌の上でも、『伊勢物語』を象徴する著名な章段の一つであるが、古来、東下りを実在の在原業平の事跡と見るかどうかで意見の分かれるところであった。

『伊勢物語』^①第九段の四首の和歌のうち、一首めの「からころも着つつなれにしましあればはる来ぬる旅をしぞ思ふ」の歌と四首めの「名にし負はばいざこと問はむ都鳥わが思ふ人はありやなしや」との歌は、『古今和歌集』^②巻第九・羈旅歌に作者「在原業平朝臣」で四一〇・四一一と並んで入っている。古注釈で東下りを事実と見るものは、その根拠に大抵、この『古今集』の例をあげる。勅撰集に偽りがあるはずはない、という立場であるらしい。

本稿ではまず、古注釈の中の古注・旧注・新注のそれぞれが『伊勢物語』における東下りをどうとっているかを見ることにする。もちろん、それは東下り一つの解釈にとどまらず、それぞれの『伊勢物語』観にまで及ぶものである。また、右にあげた、カキツバタを各句の頭に詠み込んだ折句の歌「からころも着つつなれにし……」の歌を詠ん

だ舞台である歌枕「八橋」に注目し、謡曲「杜若」や小町説話などとも絡めて論じてみたい。

一

現在、江戸時代以前の『伊勢物語』注釈史には普通、大津有一氏による、

① 髓脳古注の時代（平安時代末期～室町時代初期）

② 旧注の時代（室町時代中期～江戸時代初期）

③ 新注の時代（江戸時代中期後期）

という三分^③が用いられている。この区分は単に時代によるものではなく、片桐洋一氏が「勢語注釈書そのものから導き出された最も妥当な結論である」^④と述べるとおりである。古注と旧注、そして新注の三者ではさまざまな点で解釈が異なるが、東下りに対する態度も例外ではない。まずは、古注から見ていくことにする。

古注は『伊勢物語』の各章段を独立したものは考えず、類似した話はそれを結び付けて解釈を拡大していく特徴がある。もともと、相互の章段を関連づける読み方は古注特有のものではなく、その後も現代まで多く行われているのであるが、それは『伊勢物語』自体の作り方がそのような読みを誘発するからであろう。

さて、古注の二大流派のうちの一つで源経信に仮託する『和歌知顯集（宮内庁書陵部本）』^⑤は、巻頭の総論部分で「これこそかぎりなき大事の秘密よ。よくくき、さだめ給へよ」として第六十五段を引き、帝が「在原なりける男」を「みちのくにへながすべきよし、堀川大将